

【雇用調整助成金緊急対応】

特別寄稿

『雇用調整助成金について』

社会保険労務士事務所みらいサポート 所長

大参 直子 氏

(特定社会保険労務士・刈谷モノづくり大学教授)



新型コロナウイルス感染症により愛知県も緊急非常事態宣言が発令され、各企業がテレワーク、在宅勤務、時差出勤、時短勤務、休業等を実施しています。時短勤務、休業等を実施したときに活用できる雇用調整助成金をご紹介します。

◎ 雇用調整助成金とはどのような制度ですか。

Ⓐ 雇用調整助成金は、景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向（以下、「休業等」といいます。）を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

◎ 緊急対応期間の特例措置が出たと聞きましたが、その趣旨と主な内容を教えてください。

Ⓐ 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月1日から6月30日（緊急対応期間）に限り、全国一律に特例措置の更なる拡充を講じることとしたものです。

【具体的な措置】は以下のとおりです。

（令和2年1月24日まで遡るもの）

- ①被保険者期間要件撤廃（継続して雇用された期間が6ヶ月未満の者も対象）
- ②事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ③本来事前に提出する計画届を6月30日までは事後提出することができる
- ④短時間一斉休業の要件の緩和（立地が独立した部門ごとの一斉短時間休業・常時配置が必要な者を除いての短時間休業・同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業を可とする）
- ⑤休業と残業の相殺は行わない
- ⑥休業規模要件の緩和（休業等の延日数が対象労働者の所定労働日数の1/40以上（中小企業）1/20以上（大企業）従前は1/20以上（中小企業）1/15以上（大企業））。
- ⑦雇用量要件撤廃（雇用保険被保険者数等が前年同月より増加の人数上限撤廃）
- ⑧クーリング期間の撤廃（従前は1年のクーリング期間が必要）
- ⑨過去の受給日数に関わらず支給限度日数まで受給可能

お客様のビジネスをサポート



インターネット接続サービス



防犯・災害対策サービス



拠点間接続サービス



映像・動画系サービス



データセンター・クラウドサービス

ビジネスの明日をつなぐ

キャッチ ビジネス ONE

お問い合わせ

☎ 0120-2-39391 株式会社キャッチネットワーク
刈谷市野田町大ヒゴ1番地



人と人をつなぐ
求人ニュース

西三河
知多半島での
求人広告は、
当社にお任せください。

ダイユーシャ 検索



株式会社ダイユーシャ

〒443-0047 愛知県刈谷市高津波町7-802

TEL 0566-24-2811

FAX 0566-24-2810